令和４年９月２１日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局
運航労務監理官

（１）行政処分等の年月日	平成３１年３月１８日
（２）事業者の氏名又は名称	京浜フェリーボート株式会社
（３）処分等の種類	文書指導
（４）原因となった事故等の概要	平成３０年１２月２４日に横浜市金沢区福浦地先において、運航船「ＳＡＮＴＡ　ＢＡＲＣＡ」が海苔網乗揚げにより航行不能となり、乗組員及び乗客全員が海上保安庁回転翼機による吊上げ救助される事故が発生した。 監査の結果、安全管理体制が十分でないことを確認した。
（５）処分等の内容	○事故原因の究明に努めるとともに、速やかに事故の再発防止策を講じること。 ○運航に必要な情報の収集及び伝達として、運航管理者は官公庁の発する運航に関する情報等を確実に把握し、船長に連絡すること。 ○事故が発生したときは、二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施を確実に行うこと。 ○事故発生の事実を知ったときは、安全管理規程の事故処理基準に基づき、遅滞なく関係官署に通報すること。 ○年に１回以上、事故処理に関する訓練を計画し、実施すること。 ○経営トップを含め運航に関係する社員全員に対し、事故処理基準を含めた　安全管理規程を熟知するための再教育を実施すること。